

介護保険 施設入所(入院)者の食費・居住費減額の申請を!

要介護・要支援認定を受け介護保険施設に入所(入院)している人や短期入所している人で、下記の要件をすべて満たしている場合、食費・居住費が減額されます。

◆負担限度額(1日当たり)

利用者負担段階(住民税非課税世帯)	食費	居住費			
		ユニット個室	ユニット準個室	従来型個室	多床室
第1段階 老齢福祉年金受給者 生活保護の受給者	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
第2段階 本人の合計所得金額+課税年金収入額+ 非課税年金収入額が年額80万円以下の人	390円	820円	490円	490円 (420円)	370円
第3段階 利用者負担段階が第1・2段階以外の人	650円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円

※従来型個室の()は、介護老人福祉施設と短期入所を利用した場合の額。

介護保険 グループホーム利用者の食材料費・家賃など負担軽減の申請を!

助成対象となる介護保険グループホームの利用者で、下記の要件をすべて満たしている場合、食材料費や家賃などの負担軽減が受けられます。

◆負担軽減額(1日当たり)

区分	家賃などの軽減額	食材料費の軽減額
第1段階 本人の合計所得額+課税年金収入額+非 課税年金(遺族年金・障害年金)収入額が 年額80万円以下の人	各事業所の家賃等から 26,000円を控除した額 (上限額14,000円)	各事業所の食材料費から 26,000円を控除した額 (上限額4,000円)
第2段階 本人の合計所得額+課税年金収入額+非 課税年金(遺族年金・障害年金)収入額が 年額80万円を超える人	各事業所の家賃等から 26,000円を控除した額 (上限額7,000円)	各事業所の食材料費から 26,000円を控除した額 (上限額2,000円)

申請要件

- ①本人および同一世帯の人すべてが住民税非課税者であること
- ②本人の配偶者(別世帯も含む)が住民税非課税者であること
- ③預貯金など合計額が単身者は1,000万円以下、配偶者がいる場合は両方で2,000万円以下であること

※②③の配偶者とは、住民票上の世帯が別になっている配偶者や、婚姻届を出していない事実婚も含む。

※すでに、負担に関する認定を受けている人は、7月31日㊦で有効期限が切れますので、8月1日㊦から同31日㊦までに更新の手続きをしてください。

申請に必要なもの

- 申請者とその配偶者の印かん
- 申請者とその配偶者の預貯金などの金額が確認できるもの(通帳など)の写し
- 古い認定証(施設入所[入院]者は桃色。グループホーム利用者はオレンジ色)
- 前年に受給した非課税年金(遺族年金・障害年金)の種別の分かる書類(通知書など持っている人のみ)

問本庁・高齢者支援課

倉岳・新和・天草地域の浄化槽整備制度が変わります

平成29年度から、市内の浄化槽整備に関する制度が統一され、倉岳・新和・天草地域は「市設置型」から、設置時に市が補助金を交付する「個人設置型」になります。

倉岳・新和・天草地域で浄化槽を設置する場合、「市設置型」での整備は今年度が最後になります。設置を希望する人は、年内に申請してください。

平成29年3月31日まで	倉岳・新和・天草地域(下水道などの区域を除く)…市設置型
平成29年4月1日から	市内全域(下水道などの区域を除く)…個人設置型(設置時に市が補助)
■補助額 5人槽…41万8,000円/7人槽…52万1,000円/10人槽…68万7,000円。 ※単独浄化槽からの転換の場合は、さらに9万円を追加します。	

◆平成28年度までに設置した「市設置型」浄化槽の維持管理

	平成39年3月31日まで	平成39年4月1日から
所有者	市が所有	家屋の所有者(市が譲渡)
維持管理費	市が負担	家屋の所有者が負担
使用料	使用者が市へ支払う	不要

※平成39年3月31日まで市が所有・維持管理するのは、浄化槽整備に国庫補助金を活用しており、10年間は所有権の移転ができないためです。

下水道課からのお願い

河川や海をよりきれいにするため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を推進しています。また、下水道や集落排水施設を整備した区域にお住まいの皆さんは、下水道への接続をお願いします。浄化槽設置事業(補助制度)や、下水道などへの接続の際の水洗便所改造資金利子補給制度、住宅内の改造には住宅リフォーム助成事業をご活用ください。

問本庁・下水道課(本渡浄化センター内) ☎23498 / 倉岳支所 / 新和支所 / 天草支所

生活支援コーディネーターを配置しました!

4月から高齢者の生活支援(買い物やゴミだしなど)や関係機関とのネットワークづくりなど、高齢者を地域で支える取り組みを支援するため下表の施設に生活支援コーディネーターを配置しました。

問本庁・高齢者支援課

■おもな仕事の内容

- ①支えあい活動や介護予防を実施している人から、活動状況の聞き取り。
- ②どのような支えあいが必要とされているのか聞き取り調査。
- ③地域住民とともに住民同士の支えあい活動づくり。
- ④支えあい活動の担い手となる人材育成。
- ⑤関係者間の情報共有・サービスを提供する団体などの体制やネットワークづくり。

名称	連絡先	担当地域
天草中央地域包括支援センターなでしこ	☎669300	本渡北、本渡南、本町
天草北地域包括支援センターきずな	☎322115	佐伊津町、旭町、五和町
天草南地域包括支援センターうぐいす	☎244115	亀場町、柗宇土町、楠浦町、宮地岳町、新和町
天草西地域包括支援センターさざんか	☎761611	天草町(大江向を除く)、河浦町
天草牛深地域包括支援センターすいせん	☎721133	牛深町、久玉町、深海町、二浦町、魚貫町、天草町大江向
天草東地域包括支援センターあじさい	☎662266	志柿町、瀬戸町、下浦町、有明町、倉岳町、栖本町、御所浦町
御所浦サブセンター	☎61777	御所浦町